

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種の履歴の管理に関する事務 3. 健康被害救済の給付の支給に関する事務 4. 実費の徴収に関する事務 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム(予防接種) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、16の3及び115の2の項) <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、17、18、19及び115の2の項) <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部保健福祉課 電話 0790-62-1000 / FAX 0790-62-6354
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部保健福祉課 電話 0790-62-1000 / FAX 0790-62-6354

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-①部署名	健康福祉部健康増進課	健康福祉部保健福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	—	課長	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	I-7 請求先	穴粟市健康福祉部健康増進課	穴粟市健康福祉部保健福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	穴粟市健康福祉部健康増進課	穴粟市健康福祉部保健福祉課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式によるもの
令和2年10月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年3月12日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	<p>・予防接種事業は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を行う事業である。</p> <p>・予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種法による予防接種の実施対象者の把握、通知事務、協力、給付の支給に関する事務 2 予防接種法に基づく予防接種を実施した際の接種履歴の保存 3 予防接種助成事業に関する事務及び接種履歴の保存 <p>・番号法別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>	<p>・予防接種事業は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を行う事業である。</p> <p>・予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種対象者の把握・通知事務 2 予防接種の実施・協力 3 予防接種履歴の保存 4 給付の支給に関する事務 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>	事後	令和3年6月データ標準レイアウトの追加に伴うもの
令和3年3月12日	I-3 個人番号の利用(法令上の根拠)	<p>・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>	<p>・番号法第9条第1項及び別表第一の10及び93の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2</p>	事後	
令和3年3月12日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18及び19の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第13条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、16の3及び115の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19及び115の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第13条及び第59条の2</p>	事後	
令和3年3月12日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年10月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月12日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年10月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	<p>・予防接種事業は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を行う事業である。</p> <p>・予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種対象者の把握・通知事務 2 予防接種の実施・協力 3 予防接種履歴の保存 4 給付の支給に関する事務 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の履歴の管理に関する事務 3 健康被害救済の給付の支給に関する事務 4 実費の徴収に関する事務 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 6 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(システムの名称)	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月1日	I-3 個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項及び別表第一の10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、16の3及び115の2の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19及び115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、16の3及び115の2の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、17、18、19及び115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2	事後	
令和3年9月1日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和4年9月1日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和5年9月1日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、16の3及び115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、17、18、19及び115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、16の3及び115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、17、18、19及び115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2	事後	
令和5年9月1日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しによる再算定
令和5年9月1日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しによる再算定